

長野県告示第405号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の住所について次のとおり変更の届出がありました。

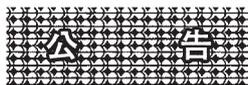
平成29年7月31日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
ビューローベリタスジャパン株式会社
神奈川県横浜市中区山下町1番地

- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所
(変更前) 神奈川県横浜市中区山下町1番地
(変更後) 神奈川県横浜市中区山下町22番地
3 変更しようとする年月日
平成29年8月1日

建築住宅課



公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取消しました。

平成29年7月31日

長野県知事 阿部 守一

許可番号	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	処分の内容	処分をした年月日	処分の原因となった事実
般-24第 15708号	熊谷建築	熊谷 昭美	下伊那郡下條村陽阜6880	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（建築工事業）の取消し	平成29年4月12日	平成29年4月3日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 1746号	長野ハウス建設株式会社	小山 稔	長野市青木島町大塚1561	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業（土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業、建具工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成29年4月13日	平成29年3月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1245号	株式会社小山田組	小山田 雄治	長野市篠ノ井山布施7918	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（造園工事業）の取消し	平成29年4月13日	平成29年3月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（一部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1644号	有限会社聖工務所	内山 善弘	大町市八坂17476	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業（土木工事業、建築工事業、左官工事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、舗装工事業及び水道施設工事業）の取消し	平成29年4月13日	平成29年3月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出（全部）がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-28第 11590号	有限会社二条建材	湯澤 勝	伊那市上牧6179	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年4月14日	平成29年3月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 2680号	株式会社田内工務店	田内 光一	松本市平田東3-20-8	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成29年4月19日	平成29年4月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 9869号	株式会社ヤマジン	増田 正	東筑摩郡山形村7170-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(造園工事業)の取消し	平成29年4月19日	平成29年3月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 24539号	田島住設株式会社	笹岡 悟明	長野市大字穂保648-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成29年4月19日	平成29年3月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 775号	ユニオン建設株式会社	塚田 健太	長野市伊勢宮2-21-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業)の取消し	平成29年4月19日	平成29年3月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 9551号	ミヤマ株式会社	南 克明	長野市稲里1-5-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成29年4月21日	平成29年4月13日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 25230号	建築工房 正心	小穴 正義	安曇野市豊科南穂高1753-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年4月25日	平成29年2月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17480号	重田工務店	重田 廣泰	佐久市春日2701-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年4月25日	平成29年4月10日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 23916号	株式会社フォースタッドエンターテイメント	眞嶋 正寿	安曇野市三郷温6548-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年4月25日	平成29年4月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-26第 23756号	大井工務店	大井 一幸	北佐久郡御代田町御代田3998-75	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業及び大工工事業)の取消し	平成29年4月26日	平成29年4月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24809号	信州プラント機工	関 順	安曇野市明科七貴5935-94	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(機械器具設置工事業)の取消し	平成29年5月11日	平成29年3月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-24第 12512号	高島建設株式会社	宮毛 秀明	飯田市桐林1897	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年5月12日	平成29年3月31日付で建設業法第12条の規定による一般建設業許可に伴う廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 18695号	株式会社サンジュニア	西原 弘樹	須坂市須坂1595-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成29年5月12日	平成29年4月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 21907号	株式会社土木管理総合試験所	下平 雄二	長野市篠ノ井御幣川877-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(さく井工事業)の取消し	平成29年5月12日	平成29年4月14日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 14385号	株式会社シーティーエス	横島 泰蔵	上田市古里115	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成29年5月15日	平成29年4月18日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 10507号	コトヒラ工業株式会社	手塚 久仁彦	東御市滋野乙1320	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業)の取消し	平成29年5月15日	平成29年4月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 17380号	株式会社鮫島	鮫島 博幸	上田市武石冲字鳥羽179-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年5月15日	平成29年4月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 1739号	更水建設工業株式会社	田中 章	長野市信州新町新町211-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(さく井工事業)の取消し	平成29年5月15日	平成29年4月25日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-24第 1655号	株式会社丸二林産	大日方 俊彦	長野市大字穂保字町裏250-5	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び鋼構造物工事業)の取消し	平成29年5月15日	平成29年4月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25117号	株式会社ネクス	上原 晟弘	松本市深志2-1-17ピレネビルB1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年5月16日	平成29年4月27日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 4161号	有限会社保然	赤羽 禅	上伊那郡辰野町大字平出1075-4	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成29年5月16日	平成29年4月28日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 546号	有限会社小倉建設	中村 守良	安曇野市豊科4570-6	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(造園工事業)の取消し	平成29年5月16日	平成29年4月24日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 15663号	長野サイコン商事株式会社	土屋 貢	北佐久郡軽井沢町大字長倉632-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成29年5月18日	平成29年4月21日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 24257号	山岡建設	山岡 弘明	諏訪郡下諏訪町4429-124	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業及び舗装工事業)の取消し	平成29年5月22日	平成29年3月30日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 22300号	有限会社創建みゆき	阿部 幸雄	飯山市大字蓮3951-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(内装仕上工事業)の取消し	平成29年5月31日	平成29年5月12日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 20394号	有限会社平野開発	駒原 英樹	飯山市大字蓮218-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(石工事業)の取消し	平成29年6月5日	平成29年5月29日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 24800号	宮嶋板金	宮嶋 寿行	大町市平9537-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業及び板金工事業)の取消し	平成29年6月5日	平成29年5月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-25第 23639号	小林住建	小林 実	上田市中之条512-16	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業)の取消し	平成29年6月6日	平成29年5月31日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-28第 23022号	アークファクトリー有限公司	鎌倉 清治	飯田市滝の沢6991-260	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年6月9日	平成29年5月8日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 21929号	株式会社インテリアミヤマ	宮嶋 弘幸	安曇野市穂高1853	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業)の取消し	平成29年6月9日	平成29年5月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-26第 12883号	有限会社マサル電工社	小澤 一斎	松本市宮淵1-4-3	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(消防施設工事業)の取消し	平成29年6月9日	平成29年5月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 12181号	株式会社北誠商事	高柳 博	飯山市大字静間3390-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年6月9日	平成29年6月5日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 24757号	株式会社オカムラ	岡村 佳祐	長野市安茂里小市3-35-10	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(電気工事業)の取消し	平成29年6月9日	平成29年5月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 25092号	若月工務店	若月 竜也	岡谷市長地御所2-5-31	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(とび・土工工事業)の取消し	平成29年6月13日	平成29年4月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 25252号	株式会社アクロス	市川 九一	佐久市原138-12	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(管工事業)の取消し	平成29年6月14日	平成29年6月7日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 18755号	有限会社奥村建設	奥村 浩	木曾郡木曾町福島6179	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業及び消防施設工事業)の取消し	平成29年6月22日	平成29年6月1日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-25第 21484号	株式会社三ツ和建設	浦野 喜一郎	千曲市大字栗佐841-1	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年6月23日	平成29年6月15日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
特-28第 23109号	長野日本無線サービス株式会社	若林 文男	長野市稲里町下水鉋1163	建設業法第29条第1項の規定による特定建設業(電気通信工事業)の取消し	平成29年6月27日	平成29年6月20日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

般-28第 13600号	株式会社小林秀工務店	小林 健太郎	佐久市内山3376	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年6月27日	平成29年6月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-28第 7341号	勝野建材株式会社	柿沼 克巳	安曇野市明科七貴5484	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業)の取消し	平成29年6月29日	平成29年6月19日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-27第 18076号	有限会社中原工務店	中原 正浩	塩尻市大字宗賀3629-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業)の取消し	平成29年6月29日	平成29年6月2日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(一部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。
般-24第 20237号	有限会社原田建設	服部 義人	松本市大字原228-1	建設業法第29条第1項の規定による一般建設業(土木工事業、とび・土工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び造園工事業)の取消し	平成29年6月29日	平成29年6月26日付で建設業法第12条の規定による廃業の届出(全部)がありこのことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

建設政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月31日

長野県大町建設事務所長 清水 孝二

1 入札に付する事項

(1) 工事名

平成29年度 社会資本整備総合交付金(広域連携)工事

(2) 工事箇所名

一般国道148号 北安曇郡小谷村 通~柳瀬(雨中2号トンネル)

(3) 工事概要

トンネル工(NATM工法)

L=750m W=6.5(7.5)m

(4) 工期

平成30年2月長野県議会定例会議決の日から約900日間(債務負担行為設定済)

(5) 落札方式

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を適用する工事です。

2 入札に参加する者に必要な資格

本工事の競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たす任意の3者を構成員とする特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)とし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認の結果、資格があると認められた特定JVとします。

(1) 特定JVの各構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

イ 長野県の発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格(平成4年長野県告示第640号)により土木一式工事の認定を受けていること。

ウ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

エ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により土木一式工事に係る特定建設業の許可を有していること。

オ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

カ 長野県において滞納している県税等徴収金がないこと。

キ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と経営上密接な関連がある者でないこと。

ク 本件入札の他の入札参加資格者(他の構成員を含む。)と経営上密接な関連がないこと。

ケ 当該特定JV以外の構成員として本件入札に参加していない者であること。

コ 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

サ 出資比率は構成員が自主的に定めるものとし、代表構成員は構成員のうち最大の出資比率の者とする。また、構成員の最小出資比率は20パーセント以上とすること。

(2) その他次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 特定JVの構成員のうち、代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 平成9年4月1日から平成29年7月30日(公告日の前日)までの間(以下「過去20年以内」という。)に、元請又は出資比率20パーセント以上のJV代表構成員として、公共機関等から発注されたNATM工法による延長700m以上かつ2車線以上の道路又は鉄道トンネル工事で、しゅん工したものの施工実績を有する者であること。

(4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

a 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有していること。

b 過去20年以内に、NATM工法の内空断面50㎡以上のトンネル工事で、しゅん工したものの主任技術者又は監理技術者としての経験を有すること。

(9) 平成29、30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が1,400点以上であること。

イ 特定JVの構成員のうち、出資比率が代表構成員に次いで大きい者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 過去20年以内に、元請又は出資比率20パーセント以上のJV構成員として、公共機関等から発注されたNATM工法による2車線以上の道路又は鉄道トンネル工事で、しゅん工したものの施工実績を有する者であること。

(4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

a 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有していること。

b 過去20年以内にNATM工法によるトンネル工事で、しゅん工したものの主任技術者又は監理技術者としての経験を有すること。

(9) 平成29、30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が1,000点以上であること。

ウ 特定JVの構成員のうち、出資比率が最小の者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

(7) 1級土木施工管理技士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証を有している主任技術者又は監理技術者を当該工事に1名以上専任で配置できる者であること。

(4) 平成29、30年度の長野県建設工事入札参加資格審査における経営事項審査結果通知書の土木一式工事の総合評定値(新客観点数を除く。)が800点以上であること。

3 総合評価落札方式

(1) 本件入札は、総合評価落札方式による入札であり、総合評価落札方式実施要領(平成20年3月4日付け19土政技第264号。以下「総合評価要領」という。)及び特例政令の対象となる建

設工事に係る一般競争入札実施要領(平成21年7月1日付け21建政技第159号。以下「特例政令要領」という。)を適用します。

(2) 総合評価の形式

本件総合評価は、技術等提案型です。

(3) 総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)

総合評価の落札者決定基準(評価項目及び配点)は、次のとおりとします。なお、簡易型の評価点における工事成績の評価は、公告日現在の工事成績評定点を基準として行い、建設マネジメントの評価は、公告日の直近の経営事項審査の結果を基準として行います。

ア 総合評価点

価格点+価格以外の評価点

イ 価格点: 配点63点

ウ 価格以外の評価点

簡易型の評価点+技術提案の評価点: 配点37点

(7) 簡易型の評価点: 配点7点

a 工事成績: 配点5点

b 技術者要件: 配点1点

c 建設マネジメント: 配点1点

(4) 技術提案の評価点: 配点30点

a 施工計画: 配点12点

b 安全対策: 配点7点

c 環境対策: 配点6点

d 社会貢献策: 配点5点

(4) 価格以外の評価点の公表及び評価結果に対する疑義照会

ア 価格以外の評価点の公表

価格以外の評価点は、平成29年10月12日(木)にインターネットの長野県公式ホームページの「入札情報システム」(以下「入札情報システム」という。)(<https://www.ppi-nagano.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)に掲載します。なお、簡易型の評価点については、あらかじめ平成29年9月25日(月)に入札情報システムへ掲載します。

イ 価格以外の評価結果に対する疑義照会

簡易型の評価点について疑義がある場合は、平成29年9月26日(火)から平成29年9月27日(水)午後5時までの間に、次のとおり書面等を提出して説明を求めることができます。なお、技術提案の評価点については、疑義照会を受け付けません。

(7) 提出場所

4の(2)のとおり

(4) 提出方法

原則として所定の用紙を使用し、必要事項を記載の上ファクシミリにより提出してください。その際、疑義の根拠資料を併せて提出してください。

(9) 回答方法

原則としてファクシミリにより回答します。

(5) 技術提案等に対するヒアリング

提出された技術提案等に対するヒアリングを平成29年10月4日(水)(時間及び場所等は別途連絡します。)に行う予定です。詳細は、入札説明書に記載のとおりです。

(6) 価格以外の評価内容の確保等

ア 落札候補者との契約前に価格以外の評価内容を満足しない事実が確認された場合は、当該落札候補者とは契約しないも

のとします。

イ 落札者が技術提案等の内容を提案のとおり実施できなかった場合にあっては、以下のとおり取り扱うものとします。

(7) 評価項目の内容に著しい差異があるときは、建設工事標準請負契約約款(平成8年2月27日付け7監第487号)第46条第1項第4号による契約解除を行うことができるものとします。

(4) 虚偽記載等の明らかに悪質な行為があった場合には、入札参加停止等の措置を講ずることとします。

(9) 契約金額について、技術提案の評価点又は簡易型における価格以外の評価点を再計算し、総合評価点が変わらないように減額変更します。

(5) 本工事について、工事成績評定においてマイナス評価とします。

ウ 自然災害等の不可抗力の場合を除き、技術提案等の内容によることが困難で工事費が増額する場合にあっては、設計変更等は、原則として行わないものとします。

(7) 落札候補者の決定

本件入札においては、総合評価点の最も高い者を落札候補者とします。ただし、同点の場合は当該者にくじを引かせ落札候補者を決定します。

4 設計図書等の閲覧等及び問い合わせ先

(1) 設計図書等の閲覧等

ア 本工事に係る入札説明書、設計書(いわゆる金抜き設計書)、位置図、図面(縮小版)、現場説明事項・施工条件明示事項、仕様書及び各種計算書等の図書(以下「設計図書等」という。)の閲覧期間及び閲覧場所は、次に掲げるとおりです。

(7) 閲覧期間

平成29年7月31日(月)から平成29年9月15日(金)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く毎日午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(4) 閲覧場所

(2)のとおり

イ 設計図書等は、平成29年7月31日(月)から、入札情報システムからダウンロードすることができます。

ウ 設計図書等に対する質問及び回答

入札に参加を希望する者が設計図書等について質問がある場合は、平成29年8月1日(火)から平成29年8月18日(金)午後5時まで(休日を除く。)、(2)の場所に質問書を提出することができます。

質問書に対する回答は、平成29年8月2日(水)から平成29年8月25日(金)まで(休日を除く。)の間、順次入札情報システムに掲載して行うこととし、直接回答することはありません。

公平性及び透明性確保の観点から質問書の内容は原則全て公開するので、企業秘密など公開されたくない内容を含む質問書は提出しないでください。したがって、各特定JVが提案しようとする技術提案に係る質問書は、原則として受け付けないこととなります。

エ 本工事の現場説明会は、実施しません。

(2) 閲覧場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 398-8602

長野県大町市大町1058番地2

長野県大町建設事務所総務課工事事務係

電話 0261(23)6531

ファクシミリ 0261(23)6568

メールアドレス omachiken-somu@pref.nagano.lg.jp

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札に必要な提出書類

本件入札に参加する特定JVは、入札時に次の書類(以下「入札書等」という。)を提出してください。なお、入札書等は、一括して提出することとなるので注意してください。

ア 入札書

イ 一般競争参加資格等確認申請書

ウ 一般競争参加資格等確認資料

エ 共同企業体協定書

オ 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

カ 各構成員の納税証明書の写し

キ 工事費内訳書

ク 総合評価落札方式に係る価格以外の評価点申請書等

(7) 簡易型の評価点申請書

(4) 技術提案書及び技術提案参考資料

ケ 入札参加資格の付与を受けていない者にあっては、当該資格の付与のための書類

(3) 入札書等の提出及び開札

ア 入札書等の提出

入札書等は、次の場所に郵送で提出するものとし、平成29年9月15日(金)を配達日とする一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による配達日指定郵便としてください。配達日指定郵便として郵便局へ差し出せるのは、長野県内でも配達指定日の前々日までとなりますので、あらかじめ郵便局に確認してください。

なお、入札のための積算に関わる事項などを質問回答として、入札情報システムに掲載することがありますので、入札書等の郵便局への差出しは、平成29年9月8日(金)以降としてください。

郵便番号 398-8602

長野県大町市大町1058番地2

長野県大町建設事務所総務課

イ 開札

(7) 開札の日時

平成29年10月13日(金) 午後2時

(4) 開札の場所

長野県大町市大町1058番地2

長野県大町合同庁舎 4階401号会議室

(9) 開札の執行

開札執行回数は、1回とします。開札後、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、開札を終了するものとします。

ウ 予定価格の公表

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札があっ

た場合は、予定価格を平成29年10月16日(月)までに入札情報システムへ掲載して公表します。

エ 予定価格に対する疑義申立て

本工事の入札に参加した者は、予定価格について疑義がある場合は、平成29年10月16日(月)から平成29年10月18日(水)午前12時までの間に、4(2)の場所に疑義申立て書を提出することができます。

疑義申立て書は、入札情報システムに掲載された所定の様式又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はファクシミリで提出してください。

オ 開札状況の公表

入札者名、入札金額、低入札価格調査基準価格(消費税抜き)は、平成29年10月20日(金)までに入札情報システムに掲載します。

(4) 低入札価格調査制度の調査基準価格等の適用

本件入札は、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(平成15年4月14日付け15監技第7号)第3第1号に規定する「調査基準価格」及び同第3号に規定する「契約後調査基準価格」を適用し、同第2号に規定する「失格基準価格」は適用しません。

(5) 特別重点調査の適用

本件入札は、特例政令要領第9の2に規定する「特別重点調査」を適用し、低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について(平成23年6月24日付け23建政技第128号)により調査を実施します。

(6) 入札保証金

納付を免除します。ただし、次に該当する場合は、見積もった総額(消費税及び地方消費税を含む金額)の100分の5に相当する金額を納付しなければなりません。

ア 落札者として決定された特定JVが、契約を締結しないとき。

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき。

ウ 契約後確認調査辞退規定に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注者が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき。

(7) 契約保証金

請負代金の100分の10以上とします。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合は、納付する必要はありません。また、銀行又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。なお、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除します。

(8) 入札書の無効等

ア 特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得(以下「入札心得」という。)第5条に掲げる入札書等は、不受理とします。

イ 入札心得第19条及び第20条に掲げる入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 契約の締結

本公告に係る契約については、落札者の決定後、建設工事請負契約を締結し、長野県議会の議決後に本契約を締結します。

(11) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無し

(12) 入札参加資格の付与を受けていない者であっても上記(2)の入札書等を提出することができますが、入札に参加するためには、平成29年10月12日(木)までに、当該資格の付与を受け、かつ、一般競争参加資格等の確認を受けなければなりません。

6 その他

詳細は、入札説明書、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕及び入札心得によります。なお、入札情報システムからダウンロードできます。

7 Summary

(1) Nature of the construction required:

Construction of the Uchu Tunnel No.2

(2) Deadline and mailing address for submission of

application forms and relevant documents by Delivery

Date Specified Mail(Haitatsubi shitei yubin)

Deadline: September 15, 2017

Mailing address: Nagano Prefectural Omachi

Construction Office

1058-2 Omachi, Omachi City, Nagano

Prefecture 398-8602 JAPAN

(3) Time and place of bid opening:

Time : 2:00PM, October 13, 2017

Place : Conference Room 401 (Nagano Prefecture

Omachi Godo-chosha Building)

(4) Contact place for information about the tender;

description/conditions/other inquiries:

Nagano Prefectural Omachi Construction Office

1058-2 Omachi, Omachi City, Nagano Prefecture

Tel : +81-261-23-6531 (Japanese only)

E-mail : omachiken-somu@pref.nagano.lg.jp

道路建設課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成29年7月31日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務(2級)	平成29年11月11日(土)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種 別	区 分	科 目
施設警備業務 (2級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員

5 受検定員

30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話(電話番号 026-233-0108)により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(1) 定員になり次第、事前申込みの受付時間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付日

平成29年9月21日(木)

ウ 受付時間

午前9時から午後5時まで(受付時間は厳守してください。)

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地(検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。)を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成29年10月12日(木)まで(土曜日、日曜日及び休日を除きます。)に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面(住民票の写し等)

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面(警備業者が証明する「営業所所属証明書」)

ウ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの

(貼付せずに提出) 2枚

エ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料(1万6,000円)は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署(生活安全課又は生活安全・刑事課)で交付するほか、長野県警察本部ホームページ(<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>)からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課(電話 026-233-0110 内線 3032)に問い合わせてください。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年7月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
初心者講習	長野県内に住所を有する者で、銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの(同号の規定による許可を受けて、猟銃又は空気銃を所持する者を除く。)

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月3日(日)	午前10時から午後6時まで	安曇野会場	安曇野市豊科4153番地1 豊科保健センター	60名

3 講習科目、時間数及び考査方法

講習科目	時間数	考査方法
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	3時間	講習終了後、正誤式による考査を行います。(所要時間60分)
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	2時間	

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日

の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料6,800円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課

公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第5条の3第1項に規定する講習会を次のとおり開催します。

平成29年7月31日

長野県公安委員会

1 講習会の種別及び受講対象者

講習会の種別	受講対象者
経験者講習	長野県内に住所を有し、銃砲刀剣類所持等取締法(以下「法」という。)第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃(以下「猟銃等」という。)を所持する者であって、同号の規定により新たに猟銃等の所持の許可を受けようとするもの又は法第7条の3第1項の規定により猟銃等の許可の更新を受けようとするもの。

生活安全企画課

2 講習会の開催の日時、場所及び定員

開催日	時間	講習会場	場所	定員
9月6日 (水)	午後1時から 午後4時まで	佐久会場	佐久市跡部65番地1 佐久合同庁舎	60名
9月13日 (水)	午後1時から 午後4時まで	伊那会場	上伊那郡辰野町大字 沢底字山寺山 県営総合射撃場	60名
9月20日 (水)	午後1時から 午後4時まで	木曾会場	木曾郡木曾町日義 4898番地37 木曾文化公園	60名
9月27日 (水)	午後1時から 午後4時まで	松本会場	松本市大字島立1020 番地 松本合同庁舎	60名

3 講習科目及び時間数

講習科目	時間数
猟銃及び空気銃の所持に関する法令	2時間
猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い	1時間

4 受講手続

(1) 受講の申込み

受講しようとする者は、猟銃等講習受講申込書(以下「申込書」という。)に必要な事項を記入し、写真(提出前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚を添えて、住所を管轄する警察署に申し込んでください。

(2) 申込書の受付期間

受けようとする講習会の開催日の前月の初日から当該開催日の5日前の日まで(長野県の休日を定める条例(平成元年長野県条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)とします。ただし、定員に達した場合は、当該受付期間内であっても申込みを締め切ります。

(3) 受講手数料

受講手数料3,000円は、長野県収入証紙(申込書上部余白に貼り、消印はしないでください。)により納付してください。

5 その他

- (1) 受講当日は、筆記用具を持参してください。
- (2) 受講についての問い合わせ及び申込書の用紙の請求は、最寄りの警察署に行ってください。
- (3) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習のために必要な範囲でのみ利用します。